

長期お試し移住体験業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、長期お試し移住体験業務の委託を実施するにあたり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名称

長期お試し移住体験業務

(2) 業務内容

別紙「長期お試し移住体験業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

(4) 契約限度額

2,915 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 事業者の公募

事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

本事業に参加しようとする事業者（以下「応募者」という。）は（2）に定める業務に関し提案を行うものとし、市は当該提案を審査し、事業者の選定を行う。

3 事務局

益田市 政策企画局 地域振興課 担当：齋藤、大石

〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号

電 話：0856-31-0173（直通） F A X：0856-23-7708

E-mail：teiju@city.masuda.lg.jp

4 参加資格要件

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 仕様書に定める委託業務について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有するとともに、本市の指示に柔軟に対応できること。
- (2) 令和 7 年～令和 9 年益田市物品の売買等入札参加資格名簿の大分類 (B05) 企画・制作、小分類 (④) イベント企画・運営に登録があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 本市及び他の地方公共団体から指名停止措置又は入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生開始手続又は会社

更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続の開始の申立てがなされていないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと。
- (7) 役員等が暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員関係者（又はこれらであったもの）でないこと。
- (8) 納税義務者にあつては、国税又は地方税について滞納していない者であること。

5 実施スケジュール

実施内容	日程
公募開始（実施要領等の配付）	7 月 1 日（火）
参加表明書等の受付期間	7 月 23 日（水） 12 時（必着）
質問書受付期間	7 月 11 日（金） 12 時（必着）
質問書の回答期限	7 月 17 日（木）
プレゼンテーション・ヒアリング審査	7 月 29 日（火） 9 時～
選定結果の通知	8 月 4 日（月）

※スケジュールについては、都合により変更となる場合がある。その場合は、益田市公式ウェブサイトにおいて告知する。

6 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は益田市公式ウェブサイトからダウンロードすること。（<https://www.city.masuda.lg.jp/>）

7 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和 7 年 7 月 23 日（水）12 時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類 6 部（正本 1 部・副本 5 部（副本はコピー可））
 - (ア) 参加表明書（様式第 1 号）
 - (イ) 会社概要書（様式第 2 号）
 - (ウ) 業務実績書（様式第 3 号）
 - (エ) 業務実施体制調書（様式第 4 号）
 - (オ) 誓約書（様式第 5 号）
 - (カ) 履歴事項全部証明書
 - (キ) 財務諸表
 - (ク) 企画提案書（様式第 6 号）
 - (ケ) テーマ型企画提案書（様式第 7 号）

様式 7-1 から 7-2 を用いて、両面印刷で 3 枚（6 ページ）以内。記載欄は適

宜拡大可。カラー可、図、絵、写真等の使用は可
記載にあたっては、以下の点を具体的に記載すること。

- ・移住検討者の方に発信する益田市の魅力（子育て環境を含む）
- ・長期お試し移住体験の周知及び参加者募集方法
- ・体験プログラムとして提案する内容
- ・参加者の希望によるプログラム内容の調整度
- ・参加者のサポート体制及び内容
- ・体験後の参加者への関わり方

(コ) 参考見積書（様式自由）

様式は自由で、消費税及び地方消費税を含む額とする。ただし、見積内訳を明記すること。

見積書は、事業者名を記名して捺印の上、あて先は益田市長とする。

(サ) 国税及び地方税に滞納がないことの証明書

8 質問受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡潔にまとめ、質問書（様式第8号）により提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月11日（金）12時（必着）

(2) 提出先 事務局

(3) 提出様式 質問書（様式第8号）

提出方法 電子メールにより行うこと。なお、電子メールの表題は「長期お試し移住体験業務委託質問書（事業者名）」とすること。

(4) 回答期限

令和7年7月17日（木）

(5) 回答方法

益田市公式ウェブサイトに掲載する。なお、質問に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

9 審査及び評価

(1) 選定委員会の設置

市職員4名で構成する長期お試し移住体験業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、参加資格、提案内容等について総合的に審査を行う。

(2) 審査

企画提案書提出後、応募者から企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。

(ア) 開催期日 令和7年7月29日（火） 9時～

(イ) 開催場所 益田市役所 大会議室

(ウ) 時間構成 発表時間 30 分程度
(プレゼンテーション 15 分、ヒアリング 15 分程度)

(エ) 留意事項

- ・プレゼン等は 3 名以内（パソコン操作員を含む）とし、プロジェクタ、スクリーン及び電源は本市で準備するが、その他の機器（パソコン等）が必要な場合は、応募者側で準備すること。
 - ・提出された企画提案書並びにプレゼン等の説明の内容を選定委員が「別添 評価基準」に基づき審査する。
 - ・審査結果について、評価点数の合計が最も高い応募者が優先交渉権を得ることとする。ただし、選定委員会各委員の特点を合算した値の 1/2 以上を得ていることとし、それに満たない場合は選定委員会で審議することとする。また、評価点数の合計が同点の場合は、選定委員会で審議し決定することとする。
- (オ) 審査結果は令和 7 年 8 月 4 日（月）に、書面により応募者全員に通知することとし、選考結果については益田市公式ウェブサイトで公開する。なお、審査の経過に関する質問及び結果に対する異議申し立ては、受け付けないものとする。

10 その他事項

- (1) 7 による参加表明の後に、都合により本公募を辞退する場合は、辞退届（様式第 9 号）を提出すること。
- (2) 市は、本公募における郵便及び電子メール等に関する通信事故については、一切責任を負わない。
- (3) 提案に関して必要となる一切の費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書その他の書類は返却しない。ただし、これらの著作権は応募者に帰属する。
- (5) 企画提案書その他の提出書類について虚偽の記載をした者は、提案の内容によらず、失格となることがある。